



令和3年 11月 1日 (月)
(2021年)

No. 15527 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「油冷式スクリュウ圧縮機」特許 (特許第3766725号)

侵害差止等請求 (成立) 控訴事件) [上] (全2回)

— 令和2年 (ネ) 第10019号、令和3年5月19日判決言渡 (原審・大阪地裁平成28年 (ワ) 第4815号) —

本件控訴審において、原審で一審被告が行った特許無効の主張を時機に後れた攻撃防御の方法として却下したことにつき、控訴審では一審原告の主張を却下した。そして、控訴審では、一審被告が主張する特許無効の主張が採用され、本件特許発明と乙114発明とを対比の結果、本件特許と乙114発明との相違点1及び2について実質的な相違点ではないとされ、相違点3 (非加圧流路) について容易想到であるとされ、本件発明は、乙114発明に乙1、乙3、乙120及び乙121に記載された周知技術を適用して容易に想到することができたものと判旨され、また一審原告の請求は理由がなしとされ、一部認容した原判決は一部相当でないとし、一審被告の控訴に基づき、原判決中一審被告敗訴部分を取り消し、一審原告の



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘	村 昌弘	弘 光生	会 長 弁護士 金 井 建	相 談 役 弁護士 浅 井 皓	村 上 洋 一	皓 一 次 之 郎	山 下 康 彦	口 村 康 彦	康 克 啓 太 明
弁護士 後藤 晴男	本 岡 義 幹	卓 卓 宏 啓 統 里	井 田 幸 一	井 望 望 望 望	上 中 野 野 野	亮 亮 亮 亮	山 下 平 弓	口 村 山 削	康 克 啓 太 明
弁護士 松川 直樹	藤 田 見 宮	尋 由 和	大 白 金 橋 中 田 林	望 望 望 望	野 川 野 野	亮 亮 亮 亮	山 下 平 弓	口 村 山 削	康 克 啓 太 明
弁護士 和田 研史	伊 藤 大 日 方	和 幸	中 山 林	野 野 野 野	野 野 野 野	亮 亮 亮 亮	山 下 平 弓	口 村 山 削	康 克 啓 太 明

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) E-mail: law@asamura.jp URL: https://www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘 弁護士 後藤 晴男 弁護士 松川 直樹 弁護士 和田 研史